

総務課

☎089-33330

▼公共交通年末年始の運行について

12月29日(土)から1月3日(木)まで(株)中国バスの運行路線は正月ダイヤ運行となります。お出かけの際は、運行を確認しておでかけください。また、ふれあい号の運行については年末が12月29日(土)まで、年始が1月4日(金)からの運行になります。



環境衛生課

☎089-33336

▼水道管などの凍結対策は万全ですか？

12月から3月上旬は、水道管など凍結による破損が発生しやすい時期です。凍結事故を防ぐために次のことに留意してください。

○通水による凍結防止法

冷え込みの厳しい場合は台所や洗面所の蛇口を少しだけ開けておくと凍りにくくなります。ガス給湯器の場合、操作方法が異なりますので説明書に従い、予め設置店などの指導を受けて対策を行ってください。

○水道管が露出している場合

室内室外問わず、水道管が露出している箇所は必ず保温材を

巻くか凍結防止ヒーターなどを設置してください。

※注意事項

万が一、凍結による水道管、給湯器などの破損が発生した場合は、止水栓を閉め(メーターボックス内のハンドルを右にいったい回すと水が止まります)、町指定の給水装置工事業者へ直接連絡し、早急に修理をしてください。

凍結破損による修理費や水道使用料は、利用者負担になりますのでご注意ください。

詳しくは、環境衛生課へお問い合わせください。

福祉課

☎089-33335

▼保育所新規入所児童の募集について

平成25年4月からの新規入所児童を募集します。

○入所できる児童

両親の共働き、同居の親族の介護などのために、家庭で保育できないなどの児童が対象です。また、同居の祖父母などが保育できない状態であることも条件となっています。

○保育料

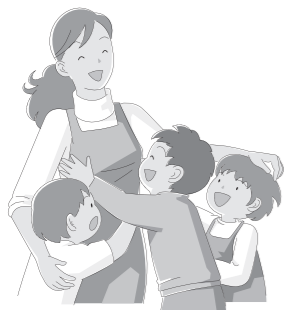
平成25年度の保育料は、入所児童の父・母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者に限る)の平成24年中の所得に課税される所得税額と平成24年度の住民税額、それぞれの合計額によって算定します。

○申込書受付期間

平成25年1月10日(木)から平成25年1月25日(金)まで
年度途中の入所申し込みは随時受け付けています。

●申込受付場所およびお問い合わせ先

町内各保育所および福祉課
町ホームページに提出書類の様式を掲載しています。



保育所一覧 (24年度の状況)

名称	所在地(電話番号)	定員	入所可能年齢	開所時間		休所日	障害児保育	一時保育
				月曜日～金曜日	土曜日			
油木保育所	油木乙 5029-5 (☎82-0906)	60名	満2歳～	7:30～18:00※	7:30～12:30	日 曜 祝祭日 年末年始	○	○
とよまつ保育所	下豊松 661-1 (☎84-2132)	60名	満2歳～					
こばたけ保育所	上 2420 (☎85-2718)	60名	満2歳～					
くすみ保育所	井関 2696 (☎85-3329)	45名	満2歳～					
いずみ保育所	福永甲 1502 (☎87-0099)	45名	満1歳～					
					7:30～18:00※			

※月曜日から金曜日までの18:00以降の保育(18:30まで)といずみ保育所の土曜日12:30から18:30までの保育を希望される場合は延長保育の手続きが必要となります。

住民課

☎089-33334

▼事業主(給与支払者)、従業員(納税義務者)のみならず、
「広島県・県内全市町から重要なお知らせ」

個人住民税は特別徴収で納めましょう!

広島県・県内すべての市町では、県内一斉に個人住民税特別徴収の徹底に取り組んでいます。
※平成24年度から、県と全市町が連携して、特別徴収を実施していない事業主に対し、特別徴収の適正化に向けた取り組みを一言に行います。ご協力をお願いします。

詳しくは、広島県総務局税務課
☎082・513・2329
または、住民課までお問い合わせください。

▼農業申告相談のお知らせ

平成25年度町県民税申告に伴う、農業収支に関する事前相談を次のとおり行います。

地区	場所	期間	受付時間
油木	役場油木支所	1月17日(木)～31日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～4時
神石	役場神石支所		
豊松	役場豊松支所		
三和	三和公民館		

※当日は農業収支内訳書をあらかじめ整理のうえ、領収書などを持ってお越しください。
※併せて、医療費控除について控除の対象になるかなどの相談を受け付けますので、お気軽にご相談ください。

詳しくは、住民課税務係または各支所町民課へお問い合わせください。

建設課

☎089-33338

▼冬の基幹道除雪について

―皆さんのご理解と協力をお願いします―
町では、積雪20cm以上を目安として、町内建設業者の協力により基幹道を基本に、重機による除雪を行います。

除雪は、積雪の量や行程時間帯などによって作業時間が大幅に変わります。また、国・県道の除雪が優先されるため、全ての除雪予定路線まで到達するには数日かかる場合もあります。地域内の基幹道以外は、地域の皆さんにお願いする以外に方法がありません。地元の方のご理解とご協力をお願いします。

1. 道路の除雪によって家の出入り口などに寄せられた雪は、ご面倒をおかけしますが、各家庭で取り除いてください。特に、高齢者世帯などについては、地域の皆さんのご協力をお願いします。
2. 基幹道以外は除雪できない場合があります。
3. 路上駐車は除雪作業の支障となりますので、ご遠慮ください。
4. 降雪により樹木や竹などが道路上の障害となる場合は、円滑な通行を確保するために所有者の了承を得ずに伐採・撤去などを行う場合があります。交通安全上、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、建設課または各支所町民課へお問い合わせください。